

玉村町教育大綱

～夢叶える教育のまち たまむら～



－基本理念－

- 全ての町民が夢と希望をもって理想を追求することができるよう、社会の変化に対応した教育を実践する。
- 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働した教育を実践する。

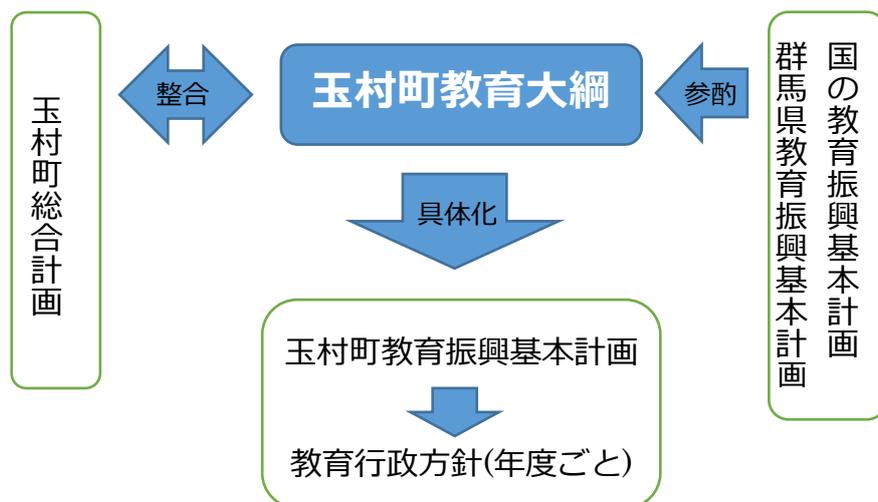
平成31年3月
玉村町
(令和6年3月改訂)

1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が教育委員会と連携し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

大綱は、玉村町における教育施策の根本となる計画であり、国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、玉村町総合計画における教育・文化分野との整合性を図って策定しています。



3 大綱の対象期間

この大綱の対象期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までとします。

【改訂の経緯】

平成31年3月に策定した教育大綱の対象期間を令和5年(2023)年度までとしていたことから、見直しを検討し、令和6年(2024)年3月に改訂を行いました(今回、内容の変更はありません)。

4 教育の基本理念と基本方針

<基本理念>

全ての町民が夢と希望をもって理想を追求することができるよう、社会の変化に対応した教育を実践する。

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働した教育を実践する。

<基本方針>

全ての教育(家庭教育・学校教育・社会教育等を含む)において

- ・「生きる力」を育み、社会の変化に主体的に対応できる人を育成する。
- ・一人一人が生涯活躍できるよう、自己を磨き、共に学ぶ環境をつくる。